

愛川町犯罪被害者等支援条例（案）の概要

条例制定の趣旨

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるなどの被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や身体の不調等の二次被害にも苦しめられる場合があります。

こうした中、犯罪被害者等を支える社会を構築するためには、行政だけではなく、町民や事業者等を含めた社会全体としての取組が不可欠であり、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を提供するとともに、二次被害が生じることのないよう配慮していくことが必要です。

そこで、愛川町犯罪被害者等支援条例を制定し、本町としての支援を行う目的や基本理念、施策、行政・町民・事業者等の責務などを明確化することで、犯罪被害者等支援に係る町民等の理解を深めるとともに、社会全体で支える地域社会づくりを推進するものです。

条例制定の背景

1 国と県の動向

(1) 国

平成16年（2004年）に犯罪被害者等基本法が制定されました。同法では、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること」を目的に、基本理念として、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する」ことを規定しています。また、同法では国及び地方公共団体の責務が規定されており、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することを規定しています。

令和3年（2021年）に策定された「第4次犯罪被害者等基本計画」（計画期間：令和3年～7年度）では、国は地方公共団体に犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供を行うこと、また、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう地方公共団体に要請することなどが位置付けられました。

(2) 神奈川県

平成21年（2009年）に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、この条例に基づく「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、総合的、計画的な取組を進めるとともに、県、県警察、神奈川県被害者支援センターが一体となって運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、様々な相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供しています。

条例の内容

町では、国や県の取組みを踏まえ、重大犯罪に限らず支援を必要とする犯罪被害者等への日常生活等に係る支援や身近な地域における情報提供など、きめ細やかな支援に取り組むため、次のとおり条例を制定するものです。

1 条例の目的（第1条関係）

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とします。

2 用語の定義（第2条関係）

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいい、主に、殺人罪、強盗致傷罪、不同意性交罪、不同意わいせつ罪などをいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者で町内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると町長が認める者をいいます。

(3) 町民等

町内に住所を有する者、町内に居住する者、町内に勤務する者、町内に在学する者又は町内において活動を行う者をいいます。

(4) 事業者

町内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(5) 民間支援団体

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいいます。

(6) 関係機関等

国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいいます。

(7) 二次被害

犯罪等による直接的な害を被った後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいいます。

(8) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいいます。

3 基本理念（第3条関係）

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとします。

- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、町、関係機関等、町民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとしします。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止について配慮して行われなければならないものとしします。

4 町、町民等、事業者の責務（第4～6条関係）

(1) 町の責務

町は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施するものとしします。

(2) 町民等の責務

町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するものとしします。また、町民等は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、町が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとしします。

(3) 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとしします。また、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとしします。

5 条例に基づく施策等（第7～12条関係）

(1) 相談及び情報の提供等

町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとしします。また、町は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとしします。

(2) 日常生活等の支援

町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとしします。

- ① 経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給による支援
- ② 法律上の問題に直面している場合の法律相談に係る支援
- ③ 日常生活を営むことが困難となった場合の家事、子育て等に係る支援
- ④ 精神的な被害を受けた場合の心理相談に係る支援
- ⑤ 従前の住居に居住することが困難となった場合の転居などに係る支援
- ⑥ 雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援

- (3) 町内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援
町は、町内に住所を有しない者が町内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して支援を行います。
- (4) 人材育成
町は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を行います。
- (5) 民間支援団体への支援
町は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行います。
- (6) 町民等への啓発活動等
町は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について町民等及び事業者の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な施策を講じます。

6 支援を行わないことができる場合（第13条関係）

町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないこととします。

7 意見の反映（第14条関係）

町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

策定経過及び今後のスケジュール

令和7年	1月20日	条例制定方針について（行政経営会議）
	2月 3日	神奈川県・神奈川被害者支援センターとの調整
	4月24日	厚木警察署との調整
	5月12日	条例（案）について協議（政策調整会議）
	5月19日	条例（案）について協議（行政経営会議）
	6月	パブリックコメントの実施
	7月	パブリックコメントの結果を踏まえ、条例（案）の最終決定（行政経営会議）
	8月	厚木警察署・神奈川県弁護士会・ホテル事業者へ協定について協議
	9月	町議会定例会へ条例（案）提出
	10月	条例施行

施行期日

令和7年（2025年）10月1日